

## 【 8 - 3 ( 2 ) 外国子会社合算税制およびコラム 8 - 9 に関する補足】

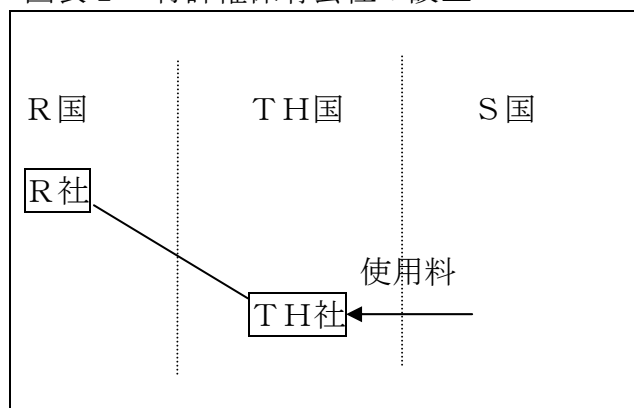
## 1. 外国子会社合算税制

## ( 1 ) 課税繰延の除去か租税回避の防止か

外国子会社の留保所得は、本国株主との関係で、課税が繰り延べられる（→ 7 - 3 - 1）。そこで、株主の居住地国としては、この課税繰延にどう対処するかを頭を悩ませることになる。次の例で考えてみよう。

はじめに、R国の内国法人であるR社が、S国源泉の特許権使用料を直接に受け取っていたとしよう。これに対し、R社が、軽課税国（TH国）に完全子会社であるTH社（＝R国からみた外国法人）を設立し、特許権をTH社に現物出資した。新しい取引形態の下では、TH社はS国源泉の特許権使用料を受け取る（図表1）。

図表1 特許権保有会社の設立



この例で、R国としては、従来はR社の受取使用料に課税できていた。ところが、いまや、TH社が受け取り内部留保した所得は、R国との関係では課税が繰り延べられる。言い換えれば、R社に配当等の形で送金されるか、R社がTH社の株式を譲渡するなどの時点まで、R国の課税の対象にならない。同じ例で、企業側としても、R国とTH国の税率格差が大きければ大きいほど、この課税繰延による利益は大きくなる。

このような状況をにらんで、居住地国が一国限りで立法措置を講じ、子会社の留保所得を株主段階で課税することが試みられてきた。この考え方の先駆は、1930年代のドイツの判例法理にも登場し、かなり古い。しかし、本格的に立案されたのは、1960年代の米国においてである。ケネディー政権が1961年に提案した当初案では、内外投資に対する中立性（CEN）を確保する観点から、外国子会社にかかる課税繰延をすべて除去することとされていた。しかし、議会における審議過程において、米国企業の国際競争力に対する懸念から妥協がなされ、被支配外国法人（controlled foreign corporation, CFC）の特定の所得について、米国親会社に合算課税する制度が採用された。これらをCFC税制と総称する。CFC税制はその後、英独仏豪加などの各国で次々と導入されるに至った。

Q8 図表1の例で、R国がTH社の稼得する所得に対して即時に課税できないことを、なぜ「課税繰延」と呼ぶのだろうか。①R社が支店形態でTH国に進出する場合と、子会社形態で進出する場合との比較ではどうか。②R国が全世界所得課税を採用する国である場合と、国外所得免除方式を採用する国である場合との比較ではどうか。

### (2) 日本の制度の沿革

日本国は、1978年に、外国子会社合算税制を導入した。タックス・ヘイブン対策税制ともいう。比較法的にみた場合、当初の日本の制度の特徴は、3点あった。①対象となる軽課税国を大蔵大臣の告示により指定し列挙していた（いわゆるブラックリスト方式）。②租税回避の防止という視点にたち、真正な事業活動を行う場合につき適用除外を設けていた。③米国のように特定の所得を合算するというアプローチをとらず、適用除外にあたらぬ限り外国子会社のすべての所得を合算するというルールを採用していた（いわゆるエンティティ・アプローチ）。

その後、①のブラックリスト方式は1992年に変更され、対象国がより一般的に定義されることになった。すなわち、法人の所得に対して課される税が存在しないか、各事業年度の所得金額に対して課される租税の額が25%以下の国または地域を指すこととされた。さらに、2010年改正で、25%を20%に引き下げた。

②については、2009年度改正が外国子会社からの受取配当を益金不算入にしたため、個別的否認規定としての性格をさらに強めることになった。配当していたら本来課税されてしかるべきであった、それが内部留保により課税繰り延べされている、よってその課税繰延を除去する、という趣旨説明が、困難になったわけである。

③については、2010年度改正により、大きな変更が加えられた。すなわち、子会社単位で適用除外を判定するというルールを維持しつつ、それを上書きする形で、新しく、一定の受動的所得（passive income）を内国株主の所得に合算するルールを設けた。

### (3) 2010年度改正以降の現行規定

租税特別措置法の現行規定では、個人株主について40条の4以下があり、法人株主について66条の6以下がある。ここでは後者のうちとりわけ66条の6について、その大枠を鳥瞰する。

66条の6の条文構造は、図表2の通りである。

図表2 租特66条の6の条文構造

1項	基本規定
2項	用語の定義
3項	適用除外
4－5項	受動的所得に係る合算課税
6－7項	書類添付
8－9項	法人課税信託に関する規定

このうち、1項から3項が導入当初の原型を引き継ぐものであり、4項と5項が2010年改正で新たに導入されたものである。内容的には、1項が合算課税の原則ルールであり、この1項の適用を除外する場合を定めるのが3項である。さらに、3項にあたる場合であっても3項をオーバーライドして合算課税を行うのが4項である。つまり、1項→3項→4項の順番に、原則→例外→その例外というつくりになっている。以下、(4)で1項の原則ルールを、(5)で3項の適用除外規定を、(6)で4項の受動的所得に関する特則をみていこう。なお、叙述にあたっては、日本の会社法上の株式会社に類似する事業体を念頭におく。

#### (4) 合算課税の原則ルール

内国法人にかかる「特定外国子会社等」が、「適用対象金額」を有する場合において、「課税対象金額」に相当する金額は、その内国法人の収益の額とみなして益金の額に算入する(租特66条の6第1項)。図表1の例でいえば、R国が日本国であり、R社がここにいう内国法人にあたり、TH社が「特定外国子会社等」にあたる。

ここに「特定外国子会社等」とは、①一定の軽課税国に本店を置く、②「外国関係会社」のことである。①は、各事業年度の所得に対して課される租税の額が当該所得の金額の20%以下である場合である(租特令39条の14第1項)。この20%をトリガー税率という。トリガー税率は、外国子会社の各事業年度の事業成果をもとに判定するから、現地国の法定税率が19%であってもこれにあたらぬことがありうるし、逆に、法定税率が21%であってもトリガーしてしまうことがありうる。この20%基準の判定にあたっては、本店所在地国の法令による所得の計算と、日本法人税法上の計算との調整を図る必要がある(同2項)。②の「外国関係会社」とは、外国法人であって、その発行済株式の総数のうちに、居住者・内国法人・特殊関係非居住者が有する、直接および間接保有の株式の合計数が50%を超えるものをいう(租特66条の6第2項1号)。

1項の適用対象となる株主は、特定外国子会社等の発行済株式の10%以上を直接または間接に保有する内国法人である(租特66条の6第1項1号)。保有割合が10%以上となる一々の同族株主グループに属する内国法人も含む(同2号)。1項の適用効果は、特定外国子会社等の「課税対象金額」を内国法人の収益の額とみなして益金の額に算入することである。個々の株主についての「課税対象金額」は、持株割合に対応するものとして株式等の請求権の内容を勘案したところにより算定する。外国法人が請求権の内容が異なる株式等を発行している場合には、利益持分割合を基準として算定する(租特令39条の16第2項)。

#### (5) 適用除外規定

次の場合には、1項から適用除外される(租特66条の6第3項)。すなわち、①特定外国子会社等が本店所在地国に固定施設を有し、かつ、②その事業の管理・支配・運営を自ら行っているものである場合であって、③その行う主たる

事業が、業種に応じ、非関連者基準を満たすか（同項1号）、所在地国基準を満たす（同項2号）場合である。基準を満たしているかは、事業年度ごとに判定する。

ただし、④特定外国子会社が株式保有や工業所有権提供等（法令用語では「特定事業」）を主たる事業とするなどの一定の場合について、その株主である内国法人は、適用除外を受けることができない。図表1の例でいえば、TH社が「工業所有権・・・の提供・・・を主たる事業とするもの」にあれば、適用除外は受けられないことになる。2010年度改正でこれにはさらに例外が設けられ、一定の地域統括持株会社は合算課税の対象から除くこととされた（租特66条の6第3項柱書の括弧書き中最後の括弧書き、租特令39条の17第3項）。このように入り組んだ例外を設けなければならないのは、外国子会社合算税制が個別的否認規定としての性格をもっており、どこまでを許容しどこまでを禁圧すべきかについて安定的な線を引くことが困難であるからである。一方で、日本を本拠とする多国籍企業の対外進出を阻害してはならないという要請があり、他方で、日本からの課税所得の流出（課税繰延）に対処しなければならないという要請がある。その両者を折り合わせるラインが、3項である。

#### （6）受動的所得に関する特則

2010年度改正以降は、この線引きをさらに動かす特則が適用されることになる。特定外国子会社等が、3項の規定により1項の規定を適用しない適用対象金額を有する場合において、当該事業年度に係る「特定所得の金額」を有するときは、「部分課税対象金額」を内国法人の益金の額に算入する（租特66条の4第4項）。

ここに「特定所得の金額」とは、可動性の高い受動的所得（平成22年度税制改正大綱の表現では「資産性所得」）をとらえる法令用語であって、次のものから成る。すなわち、

- ①特定外国子会社等がその投資先の特定法人（株式保有割合10%未満の法人）から受ける配当、および、特定法人株式の譲渡（取引所または店頭における株式譲渡に限る）による所得（租特66条の4第4項1号、4号）
- ②債券の利子、償還差益、および、債券の譲渡（取引所または店頭における株式譲渡に限る）による所得（2号、3号、5号）
- ③工業所有権および著作権の提供による所得（特定外国子会社等が研究開発を主として行ったもの等を除く、6号）
- ④船舶または航空機の貸付けによる所得（7号）

である。ただし、①と②については、特定外国子会社等が行う事業（上記（5）④の事業を除く）の性質上、重要で欠くことができない業務から生じたものを除く（4項第1括弧書き）。図表1の例でいえば、TH社が受け取る特許権使用料は、③に該当する可能性がある。その場合には、仮にTH社は3項の適用除外を受ける立場にあったとしても、4項の特則が働き、③の範囲で合算の対象に取り戻されることになる<sup>1</sup>。

<sup>1</sup> 現実には、3項にいう「特定事業」を主たる事業とする場合と、4項6号第3括弧書きをうけた租特令39条の17の2第7項の要件を満たす場合とは、重

内国法人の益金の額に算入する「部分課税対象金額」は、内国法人の特定外国子会社等に対する持株割合に対応するものとして株式等の請求権を勘案したところにより算定する。当該事業年度に係る課税対象金額が上限になる（租特66条の4第4項柱書第3括弧書き）。

受動的所得に関するこの特則は、特定外国子会社等の「特定所得の金額」の合計額に係る収入金額が、①1000万円以下であるか、あるいは、②その特定外国子会社等の税引前所得の5%相当額以下である場合には、適用しない（租特66条の4第5項）。①は少額不迫及（1000万円が少額といえるかどうかは別として）または納税協力コストの考慮、②は真正な事業会社を標的から外そうという考慮が働いている。このようなところにも、現行法の採用する線引きの妥協的性格を読み取ることができる。

#### （7）補足・個人株主の場合など

以上が、租特66条の6のおおまかな骨子である。かなり技術的で細かい話だと感じたかもしれないが、これでも、詳細は一切省いている。このレベルの記述であっても、外国子会社の留保所得を株主段階に合算して課税するために、どのような課税ルールを置く必要があるか、イメージをお持ちいただけたことであろう。

なお、個人居住者である株主についても、上と同様のルールが設けられており、特定外国子会社等の課税対象金額を雑所得の総収入金額とみなして総収入金額に算入する（租特40条の4）。株主（個人居住者・内国法人）が合算課税を受ける場合、特定外国子会社等の所得に課される外国法人税の額のうち、課税対象金額に対応するものは、株主の納付する控除対象外国法人税とみなして、外国税額控除の対象とする（租特40条の6、66条の7）。また、株主（個人居住者・内国法人）が合算課税を受けたあとで、剰余金の配当の支払いを受けた場合などを想定して、調整規定が設けられている（租特40条の5、66条の8）

Q9 現行の外国子会社合算課税ルールは、日本国の課税権を確保するうえで、どの程度効果的か。たとえば、タックス・ヘイブン親会社が、日本に子会社を設立して活動する場合にはどうか。

## 2. タックス・ヘイブン

### （1）タックス・ヘイブンの識別

国際的租税回避には、タックス・ヘイブン（tax haven）が関係することが多い。タックス・ヘイブンとは文字通り租税の避難地という意味であるが、その識別基準をめぐって2000年前後に激しい議論が行われた<sup>2</sup>。

教科書の冒頭で述べたように、経済活動はグローバルに展開しているが、税

---

なることが多いものと推測される。その場合、そもそも3項の適用除外を受けることができないから、4項の適用を論ずる実益はない。

<sup>2</sup> 増井良啓「Havens in a stormを読む—『有害な税の競争』をめぐる言説の競争」租税研究620号264頁（2009年）。

制はローカルである。すなわち、並立する主権国家がそれぞれに、課税ベースや税率、徴収方法などを決めている。したがって各国の税制にはおのずからばらつきが生じ、相対的にみて高課税の国と低課税の国が出てくる。そして、高課税国の観点からすると、一定の低課税国の存在は、納税者に対して所得や資産の移転先を提供し、合法的に納税額を軽減する究極の原因であると問題視されるようになる。

タックス・ヘイブンを識別する要素として、OECDの1998年報告書は、次の4点をあげていた(図表3)<sup>3</sup>。注意すべきは、同報告書の基本スタンスとして、一般的に法人税の課税ベースを拡大して法定税率を下げる税制改革を何ら問題視していなかったことである。同報告書が問題視したのは可動性の高い課税ベースを他国から奪い取る「有害な」競争であり、そのような「有害」性を判別するために、(あ)著しい低課税に加え、(い)(う)(え)の要素を兼ね備えるものに絞って、これをタックス・ヘイブンと認定することにしたのであった。

図表3 タックス・ヘイブンの識別要素

(あ) 無税または名目上の課税
(い) 有効な情報交換の欠如
(う) 透明性の欠如
(え) 実質的活動がないこと

## (2) 有害な税の競争

ここで、図表3の(あ)の要素に着目してほしい。そもそも、無税の国が、どうして成り立つのだろうか。公共財を提供する組織として国家が存在し、そのための財源として租税が必要であるという教科書的な理屈からすると、租税のない国が存立しうるという事実は、公理に反することのようにも見える。

その秘密のひとつは、タックス・ヘイブンの多くが人口の小さい島嶼国であり、安全保障や司法制度、人材教育などの公共サービスを別の国に頼っていることにある。たとえば、ケイマン諸島は、カリブ海に浮かぶ英国領である。その意味で、ケイマン諸島は英国などに「ただのり (free-ride)」しているということもできる。そして、タックス・ヘイブンは、本国の規制の及ばないオフショア金融センターとして、本国(あるいはその租税条約締結相手国)を居住地とする企業にとって資金調達先を確保する有力な回路となっていることが多い。本国側からすれば、所得や資産の流出先になってしまうという側面だけでなく、本国の金融市場を補完するという側面もある。一種の共棲 (symbiosis) の関係にあるといつてよい。

しかし、タックス・ヘイブンのもつこのような「ただのり」の性格が、(い)他国からの情報交換の要請に応じないことや、(う)法令の運用において透明性を欠くこと、(え)ペーパー・カンパニーによる租税目的での活動を誘致する、といった要素と相まって、「有害な租税の競争 (harmful tax competition)」を行っているという批判を招いた。1996年6月、G7首脳サミット(於リヨ

<sup>3</sup> OECD, Harmful Tax Competition: An Emerging Global Issue, 1998.

ン)がOECDに対して「有害な税の競争」に対処することを要請した。これに対する応答が、OECDの上記1998年報告書である。日本でも、税制調査会の2000年答申が、「有害な税の競争」について、「雇用の確保などの観点から『足の速い』経済活動を誘致するために各国が競って優遇税制を導入することが、『囚人のジレンマ』の状況を招くというものです」と紹介し、「有害な税の競争」という言葉が広く知られるようになった<sup>4</sup>。

なお、OECDの上記報告書は、図表4の特徴を有する措置を「有害な租税優遇措置 (harmful preferential tax regimes)」と呼び、タックス・ヘイブンとあわせて、対抗措置の対象とした。たとえば、アイルランドのダブリン・ドックなどが、著名な例であった。

図表4 有害な租税優遇措置の識別基準

- (あ) 実効税率が低いもしくはゼロであること
- (い) 措置の「囲い込み(ring fencing)」
- (う) 透明性の欠如
- (え) 有効な情報交換の欠如

Q10 図表4を図表3と比較して、異同を述べよ。図表4の特徴をもつ措置は、いかなる意味で「有害」なのか。ちなみに、(い)は、外資のみに適用のある投資優遇措置を指す。

### (3) リストアップ、反撃、そして9/11

1999年、OECDの有害税制に関するフォーラム (Forum on Harmful Tax Practices) が、41カ国をリストアップし、タックス・ヘイブンの認定基準を第一次的に満たすものと判断した。2000年6月、OECDがタックス・ヘイブンのブラックリストを公表する。その直前に6法域 (Bermuda, Cayman Islands, Cyprus, Malta, Mauritius, and San Marino) が法令改正を約束した (外国投資家に対する特別優遇措置を廃止すること、「実質的経済活動」を営んでいない投資の誘致を控えること、OECD加盟国と租税情報を交換すること)。残る35カ国はタックス・ヘイブンとして名指しされ、1年以内にOECDの要求に従うか、さもなければ再度リストアップされ、今度は「非協力的タックス・ヘイブン」として制裁を受ける可能性に直面した。

この時期に、タックス・ヘイブン側の反撃がはじまる。2000年9月、コモンウェルス財務相会議 (於マルタ) が、OECDのイニシアティブを過酷で不公平なものであるとの批判を行った。同年10月、自由と繁栄のためのセンター (Center for Freedom and Prosperity, CFP) が、OECDの努力を頓挫させるという明示的な目的をもって設立され、キャピトル・ヒル有力者へのロビイング活動を開始した。

2000年末、コモンウェルス事務局がOECDに対して、有害な税の競争について関係法域との会合を共催することを提案し、2001年1月、同会合がバルバドスで開催された。OECDは、有害な税の競争に関する共同作業部

<sup>4</sup> 租税法学会編『租税の競争と調和』租税法研究26号 (1998年)。

会 (Joint Working Group) を設けることに合意し、OECD加盟国と非加盟国から対等に代表が参加することとされた。この間、オーストラリア・カナダ・NZ (コモンウェルスとOECD両方の加盟国) は、OECDのプロジェクトに対して非公式に留保を示唆する。2月から3月、共同作業部会がロンドンとパリでの激しく争われた会合の後に、機能停止に追い込まれる。そしてついに、2001年5月10日、オニール米財務長官の会見が、OECDのイニシアティブに対する公式批判を行い、有害な税の競争プロジェクトは、米国の政治的サポートを失うことになる。

風向きをやや変えたのが、2001年9月11日の同時多発テロであった。2001年11月、OECDが経過報告書を公表する。そこでは、タックス・ヘイブンの4要件から「④実質的経済活動がないこと」が外され、②有効な情報交換の欠如、および、③透明性の欠如のみに審査の力点が置かれることになった。方向転換である。2002年を通じ、OECDはその排他的かつ対立的アプローチを廃棄し、決定プロセスへのタックス・ヘイブンの参加を認める。

こうして、2002年以降の運動目標は、刑事・民事の租税情報交換に縮小された。しかしこの縮小された運動目標についてすら、スイスとルクセンブルグの反対があり、オーストリアとベルギーの離脱があるなど、OECD加盟国内の足並みが揃わず、最終期限が先送りされた。もっとも、OECDは、モデル租税情報交換条約 (TIEA, Tax Information Exchange Agreement) を作成し、2001年経過報告書がタックス・ヘイブンに対して要求していた諸条件を、条文の形に具体化することに成功した。

#### (4) TIEAの増加

現実には、2002年にOECDモデルTIEAが採択されてから、TIEAは着実に増加した<sup>5</sup>。とくに2008年夏の世界金融危機以降、タックス・ヘイブンを利用した資金が経済危機を増幅したという認識が強まり、大きな流れを形成するに至った。2008年に独米で発覚した国際的脱税事件も、世論の支持に拍車をかけた。2009年4月2日のG20首脳会議は、図表5の宣言を発し、租税情報交換の促進に支持を与えた。

図表5 2009年4月2日のG20首脳宣言

タックス・ヘイブンを含む非協力的な国・地域に対する措置を実施する。我々は、財政及び金融システムを保護するために制裁を行う用意がある。銀行機密の時代は終わった。我々は、税に関する情報交換の国際基準に反しているとグローバル・フォーラムによって評価された国のリストを本日OECDが発表したことに留意する。

この中で、オフショア法域の側としては、タックス・ヘイブンと名指しされないために、少なくとも12本のTIEAを結ぶことを迫られた。こうして現在、OECDの透明性と情報交換に関するグローバル・フォーラム (Global

<sup>5</sup> 増井良啓「タックスヘイブンの租税情報交換条約 (TIEA)」税大ジャーナル11号11頁 (2009年)。



Forum on Transparency and Exchange of Information) によって審査された 84 カ国のすべてが国際基準にコミットし、それを実施しつつある。

日本国は従来、タックス・ヘイブンと名指しされるようなオフショア法域との租税条約締結に消極的であった。しかし、以上の潮流に乗る形で、2010年2月にバミューダとの間ではじめてTIEAに署名した。これを皮切りに、3月に香港とのTIEAにつき、5月にケイマン諸島とのTIEAにつき、それぞれ基本合意に至った。5月にはさらに、スイスとの改訂租税条約に署名し、OECDの要求するレベルの情報交換条項を盛り込んだ。

#### (5) 評価と展望

「有害な税の競争」をめぐるOECDとオフショア法域との間の10年以上にわたる角逐は、果たして世界を変えたのだろうか。TIEAは実効性に欠け、象徴的なものにすぎないと冷笑する者もいる。個別的な情報提供要請があつてはじめて機能するなど、必ずしも機動的でないからである。

だが、とりわけ2008年秋以降、潮目が変わったことはまぎれもない事実である。オフショアに隠し口座を設けても、調査の手が及ばないという状況はなくなった。各国の国際課税の専門家にも、「ばれるかもしれない」という牽制効果が顧客心理に与える影響を語る人が多い。このような事態は、10年以上にわたる対話と駆け引きがなければ、ありえなかったであろう。その意味で、われわれは今、《現代国際課税における10年戦争》のまさに《戦後》を生きているのである。

Q11 次の会話を、任意の角度から論評せよ。

Aさん「『有害な税の競争』に圧力をかけるなんて、先進国のエゴだ。」

Bさん「そうかなあ。製造業志向の経済新興国も、タックス・ヘイブンとの関係では、先進国と同じ利害関係を有するはずだ。」

Aさん「それはおかしい。一部の新興国がリッチなOECD加盟国に迎合するからといって、何も、資源のない島嶼国が金融立国のために一生懸命やっている工夫をつぶすことはないだろう。」

Bさん「君は実態を知らないね。ただの戦略で食べていこうとしても、本国資本による姿を変えた植民地支配が続くだけさ。次の金融危機がきたら、グッド・バイといわれておしまいなのに。」

Aさん「いやいや、オフショア金融センターの言い分を真剣に聞くべきだね。そもそも各国は主権国家らしく、自由に、税制の競争を繰り広げるべきなのさ。」

Bさん「『自由に競争』っていうけど、問題は、そこでいう競争の質だよ。」